知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い

資料1

**＜ 県民の皆さまへのメッセージ ＞**

～ 感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要（かなめ）～

**感染状況と「感染拡大防止対策期」の延長について**

現下の本県の感染状況は、８月中旬のピーク時と比較すると、新規感染者数が大きく減少し、医療提供体制についても、確保病床使用率が警戒レベル引き下げの基準値としている２０％を下回る日が多くなってきたものの、２週間程度継続して安定的に下回っていないことから、県対処方針に基づき、現行の「感染拡大防止対策期」を１０月３０日まで延長します。

１０月１１日から全国旅行支援やイベント割が始まっておりますが、社会経済活動を着実に回復させるためにも、県民の皆さまには、「感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要(かなめ)」ということを、引き続き意識していただき、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底をお願いします。

なお、マスクについては、屋外では原則不要ですが、人と近距離で会話をする場合は、着用をお願いします。

**陽性者登録のお願いについて**

発生届の対象外となっている方で、自己検査などにより陽性となった場合は、陽性者登録センターへの登録を自ら行い、健康管理をお願いします。

**ワクチン接種について**

ワクチン接種については、オミクロン株対応ワクチンの接種が開始され、順次、接種対象が拡大されていますので、ご検討をお願いします。

若年層の方にも、追加接種の積極的な検討をお願いします。

また、新型コロナとインフルエンザの同時流行も懸念されていることから、インフルエンザワクチンについても、接種の積極的な検討をお願いします。

**無料検査について**

感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を１０月末まで実施していますので、積極的にご利用ください。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方と会う場合にも、無料検査を行うなど、感染リスクを減らす取組みをお願いします。

**事業者の皆さまへのお願いについて**

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用、休暇取得の促進など人と人との接触の低減、ドアノブや手すりなど共用部分の消毒、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いします。

**「ＮＯ コロナハラスメント」について**

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけてください。

**結びに**

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

令和４年１０月１４日

**香川県知事　池 田　豊 人**